

# 市営富士見霊園墓地の使用者を募集します

問合せ 生活環境課生活環境係 ⑨ 22

## 今回募集する墓地

| 申込区分  |      | 遺骨保持枠  |     | 生前枠    |     | 墓地<br>使用料 |          |
|-------|------|--------|-----|--------|-----|-----------|----------|
|       |      | 募集数    | 補欠数 | 募集数    | 補欠数 |           |          |
| 区画墓地  | 1.0㎡ | 39区画   | 3人  | 募集しません |     | 120,000円  |          |
|       | 1.5㎡ | 26区画   | 3人  |        |     | 180,000円  |          |
| 合葬式墓地 | 納骨壇  | 1体用    | 28基 | 3人     | 10基 | 3人        | 140,000円 |
|       |      | 2体用    | 34基 | 3人     | 10基 | 3人        | 280,000円 |
|       | 合葬室  | 数の限定なし |     | 募集しません |     | 20,000円   |          |

※区画墓地は、生前枠を設けていません。  
 ※募集枠それぞれに3人の補欠枠を設けています。  
 ※区画墓地では、墓石のデザインは自由ですが、墓碑の高さ(2m以内)などの制限があります。

## 申込資格 (申込者が次のすべてに該当する場合に申込みができます)

### ■ 遺骨保持枠

|             |  |
|-------------|--|
| 居住要件        | 申込者本人が平成26年4月1日以前から申込日現在まで継続して羽村市に住民登録をし、居住していること。   |
| 遺骨の状態       | 現に埋蔵すべき遺骨があり、墓地がないためまだ一度も埋蔵(葬)・収蔵したことがないこと(改葬遺骨を除く)。<br>※【納骨壇】2体用は、遺骨1体と申込者本人の生前枠として申込可能                             |
| 申込遺骨の祭祀の主宰者 | 申込者本人であるか、申込者あるいは申込遺骨との続柄が次の「申込者と申込遺骨の続柄」に該当する方で、区画墓地は墓地の承継ができる方であること。合葬式墓地は申込遺骨の祭祀を承継する方がいない、またはいなくなる見込みであること。      |
| 申込者と申込遺骨の続柄 | 次のいずれかに該当すること。<br>①配偶者(夫または妻)<br>②直系血族の祖父母・父母・子・孫<br>③養父母・養子<br>※合葬式墓地のみ兄弟姉妹およびその配偶者、伯父・叔父・伯母・叔母およびその配偶者、従兄弟・従姉妹を含む。 |
| その他         | 区画墓地は、使用許可証交付後、6か月以内に埋蔵施設を設置できること。合葬式墓地は、同1か月以内に収蔵または埋蔵できること。<br>平成26・27年度の各市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料に滞納がないこと。             |

### ■ 生前枠 (合葬式墓地【納骨壇】のみ)

|             |   |
|-------------|---|
| 居住要件        | 申込者本人が平成25年4月1日以前から申込日現在まで継続して羽村市に住民登録して居住し、かつ、平成28年4月1日現在、満60歳以上であること。             |
| 祭祀の主宰       | 申込者の祭祀を承継する方がいない、またはいなくなる見込みであること。  |
| 続柄 (2体用の場合) | 申込連名者は申込者との続柄が次のいずれかに該当すること。<br>①配偶者(夫または妻)<br>②直系血族の祖父母・父母・子・孫<br>③養父母・養子<br>④兄弟姉妹 |
| その他         | 平成26・27年度の各市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料に滞納がないこと。   |

### 「祭祀の主宰者」とは

死亡者の親族の合意のもとに、葬儀の喪主または法事の施主を務めるなど、現在、申込遺骨を守り、かつ、将来にわたって遺骨および墓所を守り、管理していく立場にある方

### 申込みのしおり配布

配布期間 8月15日(月)～9月14日(水)の午前8時30分～午後5時

配布場所 市役所2階生活環境課(土・日曜日は1階案内で配布)

### 申込み・決定方法など

申込み 8月15日(月)～9月14日(水)(土・日曜日を除く)の午前8時30分から午後5時までに「申込みのしおり」に添付の申込書に記入・押印し、直接生活環境課生活環境係へ(電話・郵送などでの申込みは不可)

※申込時に資格要件の確認を行います。

※申込資格のある方1人につき、1通1か所のみ申し込みができます(遺骨保持枠で遺骨分だけの合葬式墓地【納骨壇】の申込みをした方が、本人分として生前枠を希望する場合を除く)。

※合葬式墓地【納骨壇】2体用を申し込んだ場合、連名者となっている方が自身の申込みをすることはできません。

※申込者および連名者の変更はできません(再婚などで配偶者などの変更があった場合を除く)。

決定方法 9月16日(金)に市役所2階203・204会議室で公開抽選を行います。

○合葬式墓地【納骨壇】：午前10時～

○区画墓地：午前11時～

※抽選結果は申込者全員に通知します。

書類審査 当選者は、書類審査を行うため、関係書類の提出が必要です。

※詳しくは、募集案内「申込みのしおり」または市公式サイトをご覧ください。

# 青少年健全育成成功労者および模範青少年など被表彰者の推薦

青少年健全育成成功労者、模範青少年などを表彰します。

表彰には町内会・自治会、青少年対策地区委員会、小・中学校、高校、およびそのPTA、青少年育成団体からの推薦が必要です。

該当する方または、該当する方を知っている方は、各団体に申し出てください。

審査会を経て、11月12日(土)に行う青少年健全育成の日に褒状および記念品の贈呈を行います。

**表彰対象** 市内在住・在勤・在学の方  
**表彰基準**

■ 青少年健全育成成功労者：次のいずれかの活動に5年以上従事した18歳以上の方

① 青少年の指導育成活動

② 青少年を取り巻く社会環境浄化活動  
③ 青少年の健全育成活動

■ 模範青少年など：次のいずれかに該当する18歳未満の方

① 社会環境美化など公共への奉仕活動に3年以上従事した方

② 地域活動に従事し、青少年などの模範として認められる方

※過去に表彰された方は対象となりません。  
※年齢は平成28年4月1日現在、活動年数は平成28年9月1日現在です。

**推薦期限** 9月5日(月)

**問合せ** 児童青少年課児童青少年係 263

## たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれ知ってる？の巻

減右衛門

量右衛門



アサガオが枯れちゃったの...自由研究にしようと思っ  
ていたのに...

お隣のしんちゃん、元  
気ないね。どうしたの？



ごみ(資源)といっても、  
いろいろな処理方法があっ  
て、調べてみると面白いよ。

じゃあごみ(資源)の  
ゆくえんを自由研究にす  
るっていうのは、どう？



汚れたペットボトルは  
使えないから、中を洗っ  
てから出してね。

例えば、ペットボトルは、  
手作業で選別して、最後  
は、市の指定収集袋(ごみ  
袋)になるんだよ。



...絵日記も付けてなかつ  
たんだね...

ありがとう!!  
僕、頑張って調べてみるよ。  
それと...夏休みに入ってから  
の天気も教えてくれる？

## 放射線量の測定結果

▼ 定点(富士見公園)の放射線量測定結果  
単位:  $\mu\text{sv/h}$  (マイクロシーベルト/時間)

| 測定日      | 天候 | 測定高さ(地上から) |       |       |
|----------|----|------------|-------|-------|
|          |    | 5 cm       | 50 cm | 1 m   |
| 7月13日(水) | 曇り | 0.058      | 0.054 | 0.049 |

国際放射線防護委員会の2007年勧告によると、一般の人(子ども含む)が1年間に浴びる放射線量の限度は、1,000マイクロシーベルトとされています。時間あたりに換算すると0.23マイクロシーベルト/時間となり、それ以下であれば、健康に影響を及ぼすレベルではないと言われています。  
※測定方法・時間など詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 環境保全課環境保全係 226

## 羽村市水道水の放射性物質測定結果

| 採水日時                | 検査項目(単位:ベクレル/kg)  |                   |
|---------------------|-------------------|-------------------|
|                     | 放射性セシウム134        | 放射性セシウム137        |
| 7月11日(月)<br>午前9時15分 | 不検出<br>検出限界値(0.1) | 不検出<br>検出限界値(0.1) |
| 目標値(※1)             | 10                |                   |

※1...国が定めた目標値(放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計値)

※不検出とは、( )内の検出限界値以下であることを表します。

※検出限界値は、検査機関の周辺環境や測定器の性能、検査物質によって異なります。

※測定方法など詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269